

地域密着型サービス事業所の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により下記のとおり告示します。

令和8年6月26日

杉並区長 岸本 聡子

記

- | | |
|----------|----------------------------------|
| 1 事業者名 | 社会福祉法人泉陽会 |
| 2 事業所名 | 第三光陽苑いずみ |
| 3 所在地 | 東京都練馬区西大泉四丁目10番6号 |
| 4 廃止年月日 | 令和8年6月30日 |
| 5 サービス種別 | 認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護 |